

業務仕様書

1 委託業務の名称

インターネット広告を活用した「人権強調月間」、「人権月間」及び「情報館ホームページ（人権課題及び人権に関する相談窓口等）」等の周知啓発業務

2 目的

人権尊重思想の普及高揚を図るため、集中的な啓発活動を実施している人権強調月間、及び人権月間において、インターネット広告を利用し、各人権課題や人権を侵害された方を対象として実施している相談窓口等を掲載している本市ホームページについて、一人でも多くの対象者に認知してもらう。

3 広報対象

京都市内在住・在勤・在学の方（特に20代、30代の若い世代）

※広告範囲を「京都市内」またはそれに類するエリアに設定すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 広告掲載期間

(ア)令和7年8月1日～31日（「人権強調月間」）

(イ)令和7年12月1日～31日（「人権月間」）

の各1箇月（計2箇月）

6 委託業務の内容

- ① インターネット広告媒体（SNS）は X 及び Google ディスプレイネットワークの二種類 とする。
- ② 本市との調整、承認を得て、本市等ホームページに繋がる広告に係る バナーを各月ごと1種以上（計2種以上）作成し、出稿を行うこと。なお、バナーについては「8月は人権強調月間」、「12月は人権月間」であることが分かるようなデザインとすること。
- ③ ②で作成したバナーをクリックすることで本市ホームページの「市民啓発（人権情報）※」等、各回において本市の指定するページへアクセスされるようにすること。
※ <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000313289.html>
- ④ 広告の掲載については、インターネット広告から リンク先ホームページへのアクセス数2,000件を各回の目標 とする。なお、見積り額の算定に使用する想定クリック率は、同種の広告クリック率の平均値と乖離がないよう留意するものとする。
- ⑤ アクセス数については、委託事業者において集計し、報告書に記載すること。
- ⑥ 各回の広告掲載終了後20日以内に、出稿広告デザイン、掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した報告書を作成し、PDF形式で報告書を電子メールで提出すること。（なお、提出が電子メールによりがたい場合は、別途提出方法を本市と調整すること。）

7 スケジュール案

広告案初校提出締切	各回の広告掲載開始の1箇月前
校正期間	各回の広告案初校提出締切から広告掲載開始の一週間前まで
広告開始予定日	令和7年8月1日（金）、令和7年12月1日（月）、
報告書提出期限	令和7年9月19日（金）、令和8年1月20日（火）、
※上記はスケジュール案であり、必要に応じて別途本市と協議のうえ、変更できる。	

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、当該業務に関する連絡対応、広告等のデザイン・出稿などの一切を行う。
なお、Xへの広告掲載に当たってXの認証バッジの取得が必要な場合は、取得に係る事務手続きや費用の負担も受託者の業務として実施すること。
- (2) 担当職員との連絡を密にし、十分な連携を図ること。
- (3) 業務実施スケジュールや不明な点等については、担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ京都市の承認を得ること。
- (5) 当該業務に必要な経費は、すべて受託事業者の負担によるものとする。
- (6) 受託者は本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作権人格権の行使はしないものとする。
- (8) この業務により得られた成果は、京都市に帰属する。
- (9) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 事業実施に当たって法令（景品表示法、京都市個人情報保護条例等）を遵守するほか、利用するSNSなどの広告媒体の規約等についても確認し、違反のないように留意すること。